## 様式第５号　別記１

賃金引上げの計算書（鳥取県物価高騰に立ち向かう経営力向上・賃上げ事業者支援補助金）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 |  |
| 事業計画名 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業実施前 | 事業実施後 | 賃金引上げ率 |
| 対象期間（３か月） | 令和　年　月　～　　年 　月 | 年　　月～　　年　　月 |  |
| （A）給与支給総額（３か月分） | （A）円 | （A’）円 |  |
| （B）給与支給総額（１か月分）　　　※（A）÷３ | （B）円 | （B’）円 |  |
| （C）従業員等数（１か月）　　　※１か月の従業員等の数 | （C）　人 | （C’）人 |  |
| （D）従業員等一人あたりの平均給与支給月額※（B）÷（C） | （D）円 | （D’）円 | （G）※〔（D’）‐（D）〕÷D　　％ |
| （E）労働時間総数（３か月）　　　 | （E）ｈ | （E’）ｈ |  |
| （F）従業員等一人に係る１時間あたりの平均賃金額※（A）÷（E） | （F）円 | （F’）円 |  |

※小数点以下は切り捨てること。

※（A）、（A’）の給与支給総額、及び（C）、（C’）を算定する従業員等には、役員を除いた正規雇用者、非正規雇用者、短時間労働者（パート等）、派遣労働者等を含めるものとし、対象期間（事業実施前又は事業実施後）中に退職、新たに雇用、派遣終了又は新たに派遣を受け入れた者は、算定から除外するものとする。

※（A）、（A’）の給与支給総額は、(C)、(C’)に記載した従業員等に対して直接支給する給与等（賃金・手当）とし、事業主が負担する社会保険料等は除く。なお、直接雇用ではない派遣労働者の場合は、(C)、(C’)に記載した派遣労働者について、派遣元に支払う費用の総額とする。

※（G）が3%未満の場合は、補助対象者としない。

※（F）、（F’）が950円以下となる場合は、補助対象者としない。

※補助金申請・実績報告の際は、上記を証する賃金台帳等を添付すること。直接雇用ではない派遣労働者については、派遣元との契約及び支払、個別派遣労働者の勤務実績に関する資料を添付すること。

【参考】

※補助対象経費の基準

|  |  |
| --- | --- |
| （F）、（F’）が951円以上の場合 | 補助対象 |
| （F）、（F’）が950円以下の場合 | 補助対象外 |

※補助率の基準

|  |  |
| --- | --- |
| （G）が５％以上の場合 | 補助率２／３ |
| （G）が３％以上～５％未満の場合 | 補助率１／２ |
| （G）が３％未満の場合 | 補助対象外 |